

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 10 条第 1 項	個人施行の規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可	市街地整備課

- 1 審査基準は、土地区画整理法第 10 条第 3 項（同法第 9 条第 1 項及び第 2 項を準用）及び土地区画整理事業運用指針（平成 13 年国都市第 381 号）に基づくものとする。
- 2 標準処理期間は、30 日とする。ただし、認可に当たって、農業会議及び土地改良区の意見を聴かなければならない場合は、60 日とする。